

# 全国再非行防止ネットワーク協議会 事務局規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、全国再非行防止ネットワーク協議会（以下「本協議会」という。）定款に基づき、本協議会の事務処理の基準その他の事務の適正な運営を図ることを目的とする。

## 第2章 組織

### (事務局)

第2条 事務局に、総務部、企画広報部、事業部を置く。

2 各部の業務は、業務の分掌によって行う。

## 第3章 職制

### (職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置くことができる

(1) 事務局長

2 事務局長は、前項に規定する職制のほか、必要に応じて職員の職務を設けることができる。

## 第4章 職責

### (職員の職務)

第4条 本協議会の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、代表の命を受けて、事務局の事務を統括する。

### (職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表が行う。

2 職員の職務は、代表が指定する。

## 第5章 事務処理

### (事務の決裁)

第6条 事務に関する事項は、原則として担当者が文書によって立案し、各部の部長及び事務局長の決裁を受けて施行する。ただし、重要な事務は、代表若しくは運営委員会の決裁を経なければならない。

(規格外の対応)

第7条 本規程以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規程」に定める。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、運営委員会の決議による。

附則

この規程は、令和2年3月9日から施行する。